クロスボウに関する規制の強化

についての提言

令和２年１２月

近畿ブロック知事会

**クロスボウに関する規制の強化についての提言**

本年、兵庫県、長野県及び北海道において、クロスボウを使用した殺傷等の事件が４件発生しているが、警察庁によると、平成22年1月から本年6月までの間に、全国でクロスボウを使用した刑法犯事件の検挙件数は23件であり、そのうち13件（57％）は、殺人、強盗致傷等の生命・身体を害する罪である。

クロスボウは、スポーツやレジャーで使用するものであるが、使用方法を誤れば、その威力、射程距離の長さ、静音性等から、極めて危険性の高い用具になるものの、現在、販売、所持について規制する法令はない。

各府県では、青少年健全育成条例等により有害な玩具刃物類等に指定し、18歳未満への販売・貸し出し等を規制しているほか、本年10月には、兵庫県において、所有者の届出義務等を規定する条例が制定されている。

本来、全ての人を対象として規制する必要があるが、インターネットでの販売が主流で、誰もが容易に入手できることや、国内で販売される大半が海外からの輸入品であることから、その輸入や製造を含め、地域が限定される条例で対応するには限界があるうえ、法律よりも刑罰が軽いことから抑制効果も十分ではない。

現在、警察庁において有識者検討会が設置され、クロスボウの所持等の在り方に関する検討が進められているが、早急に法制化すべきであることから、次のとおり提言する。

**クロスボウの販売、所持、製造、輸入について、銃砲刀剣類所持等取締法のような法令により、早急に規制をすること。**

令和2年12月

近畿ブロック知事会

　　　　　　　　　　　　　　福井県知事　　杉　本　達　治

三重県知事　　鈴　木　英　敬

滋賀県知事　　三日月　大　造

京都府知事　　西　脇　隆　俊

大阪府知事　　吉　村　洋　文

兵庫県知事　　井　戸　敏　三

奈良県知事　　荒　井　正　吾

　　　　　　　　　　　　　　和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

　　　　　　　　　　　　　　鳥取県知事　　平　井　伸　治

徳島県知事　　飯　泉　嘉　門